

国住参建第 2375 号
令和 6 年 9 月 30 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局 参事官（建築企画担当）
（公印省略）

構造計算適合性判定に係る手数料の設定について（通知）

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、都道府県知事は指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせることができるかとされています。当該機関の構造計算適合性判定に係る手数料について、法令上の規定はありませんが、一部の都道府県において委任基準として手数料の水準を定めているところです。

委任基準に定める手数料については構造計算適合性判定業務（以下「判定業務」という。）に係る人件費、共通経費等の実態を踏まえて、適切な判定業務が可能な水準の確保が望ましい一方で、昨今は、担い手不足や物価上昇に伴う人件費や共通経費等の上昇等が生じているところです。

については、適正な構造計算適合性判定を確保するため、各都道府県においては下記に留意の上、必要な対応を講ずるようお願いいたします。

なお、建築基準法に基づく構造方法等の認定に係る性能評価については、手数料水準の適正化を図るため、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 21 号）を令和 6 年 3 月に公布し、申請手数料の額の見直し等を行ったところです。

記

判定業務の実態を踏まえるとともに人件費や物価の上昇等の経済情勢の変化に対応し、判定業務の質を担保できるようにするため、都道府県の委任基準において指定構造計算適合性判定機関の手数料を定めている場合にあっては、実態を踏まえた速やかな手数料改定を行う、指定構造計算適合性判定機関による柔軟な手数料設定が可能となる基準とする、手数料に係る委任基準を削除する等の対応をとられることが望ましい。

改正建築基準法に係る質疑応答集（令和6年10月1日時点）

参考資料 1

※ 赤字下線が更新部分

○構造計算適合性判定関係

（1）今後の指定・委任について

問	答
1 （都道府県の立場から）都道府県知事が指定する指定構造計算適合性判定機関についても、法の施行日付けで業務規程の認可を行う必要があるため、大臣指定となる機関同様に施行日以前に事前審査等を実施し、施行日当日に認可申請書を提出してもらうようにすることとなると考えてよいか。	その通りです。
2 （都道府県の立場から）現在業務区域としていない都道府県を業務区域として定めて施行日に業務規程の認可を受ける大臣指定の指定構造計算適合性判定機関について、当該都道府県の知事は施行日に委任できると考えてよいか。	その通りです。
3 （都道府県の立場から）都道府県知事が大臣指定の指定構造計算適合性判定機関に業務を委任する際、機関から委任の申請手続きが必要なのか。委任基準を都道府県で独自に定めている場合、どのように委任基準に適合するかを判断するのか。	委任の申請手続きは、建築基準法上は定められていません。 委任基準を定めた場合には、当該基準に適合するか判断するため書類の提出を求めることが考えられます。
4 （都道府県の立場から）国土交通大臣が指定した指定構造計算適合性判定機関が、都道府県で独自に定めている委任基準に適合しない場合、委任しないこととしてよいか。	可能です。ただし、国土交通省としては、委任基準によりむやみに構造計算適合性判定の申請先が限られることがないよう、各都道府県にお願いしてまいります。
5 （都道府県の立場から）大臣指定の指定構造計算適合性判定機関に委任した後、都道府県で独自に定めている委任基準に適合しないことが判明した場合であっても、改正法第77条の35の20第1項により、委任を解除するためには6か月を要するのか。	その通りです。従って、独自に委任基準を定める場合には、しっかりと審査してもらう必要があります。
6 （都道府県の立場から）大臣指定の指定構造計算適合性判定機関に委任する際、判定対象の建築物の床面積など、条件を付して委任することは可能か。（例：床面積1万㎡以上の建築物の判定を委任）	可能です。ただし、国土交通省としては、指定基準に適合するものとして指定された機関が、そのまま知事の委任を受けられるよう要請してまいります。
7 （都道府県の立場から）業務規程の業務範囲と、実際に委任・公示する業務範囲が異なってもよいか。（例：業務規程では業務範囲を「判定が必要なすべての建築物」と記載している一方、委任・公示する際に「床面積1万㎡以上の建築物」とする場合）	可能です。 （業務規程の業務範囲を超えて委任することはできません。）
8 （都道府県の立場から）施行日に委任する際、委任の公示は施行日に行う必要があるか。また、業務の開始日は施行日からとして公示してよいか。	必ずしも同日付で委任の公示を行う必要はありません。 その際、業務の開始日は施行日からとしていただいても結構です。

9	（都道府県の立場から）国土交通大臣が指定構造計算適合性判定機関を指定（更新を含む。）する際、意見聴取が行われるが、一方で建築基準法第77条の35の4に規定する指定基準及び今後定める指定準則に合致するものについては指定する予定と聞いている。意見聴取を受ける都道府県はどのような意見を提出することが想定されるのか。	委任予定があるかどうかについて意見をいただきます。
10	（都道府県の立場から）指定構造計算適合性判定機関を委任する際、委任状を発出することによってよい。また、委任の期間は、指定の期間と同一としてよい。	委任の申請手続きは、建築基準法上は定められていませんが、そのように取り扱っていただいて問題ありません。

（２）手数料について

問		答
+	大臣指定となる指定構造計算適合性判定機関の判定手数料の額は、業務規程に定める必要があるのか。	業務規程に盛り込むのではなく、業務規程の認可の申請の際に国土交通省に報告していただくこととなります。国土交通省では、報告された手数料の額について、各都道府県が条例で定める手数料の額と著しくかい離していないかを確認します。
1	（都道府県の立場から）大臣指定となる指定構造計算適合性判定機関に対する都道府県で独自に定める委任基準に、判定手数料の額を定め、その額で行う機関を委任するという運用は可能か。－（例：手数料を県と同額にする等）－	<u>委任基準に判定手数料に関する規定を設けることは可能です。</u> <u>指定構造計算適合性判定機関が実態に即した判定手数料を設定できるよう、</u> ・ <u>委任基準において実態を踏まえた速やかな手数料設定を行う</u> ・ <u>指定構造計算適合性判定機関による柔軟な手数料設定が可能となる基準とする</u> ・ <u>手数料に係る委任基準を設けない</u> <u>等の対応をとられることが望ましいです。</u> <u>（「構造計算適合性判定に係る手数料の設定について（通知）」（令和6年9月30日付国住参建第2375号）を参照）</u>
2	低炭素法の認定や長期優良住宅の認定等における任意の構造計算適合性判定は、これまで手数料に消費税がかかるものとしていた。法改正後は、構造計算適合性判定が別申請となったが、消費税の有無についてはどのように判断すればよい。	建築基準法に基づかない任意の構造計算適合性判定については、これまでどおり手数料には消費税がかかります。構造計算適合性判定は、何に基づく申請であるか（建築基準法第6条の3の規定に基づく構造計算適合性判定の申請であるのか、任意の構造計算適合性判定の申請であるのか）を申請書により確認し、消費税の有無を判断していただくこととなります。
3	構造計算適合性判定の計画変更の申請手数料はいくらになるのか。確認審査と同様に計画変更の場合には減額されるのか。あるいは、面積に応じて通常の構造計算適合性判定の申請手数料と同額となるのか。	手数料については、指定構造計算適合性判定機関等で個別に設定することとなります。国から標準的な手数料額等をお示しすることはありません。

（３）構造計算適合性判定に係る手続きの見直しについて

問		答
1	（確認審査・構造計算適合性判定の進め方について） 構造計算適合性判定と建築確認は相互に調整できるのか（秘密保持義務に抵触しないのか）。	審査の過程で、指定確認検査機関と指定構造計算適合性判定機関との間で、互いに指摘事項等の情報を共有・調整しながら審査を進めることは秘密保持義務に抵触するものではありません。
2	（確認審査・構造計算適合性判定の進め方について） 構造計算適合性判定の結果について、必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した指定構造計算適合性判定機関等に照会することになるが、どのような内容の照会を想定しているのか。	主に構造計算適合性判定の結果に対する指定構造計算適合性判定機関等の考え方を照会することを想定しています。

■ 構造計算適合性判定手数料の設定の自由度調査

(2024年8月調査 (JCBA構造計算適合性判定部会))

手数料に係る基準の有無	該当する都道府県
基準となる額は定めておらず、自由に設定できる	20
基準となる手数料額があり、乖離していないことを委任条件としている	15
手数料条例等を上限額とすることを委任条件としている	3
手数料条例等と同額であることを委任条件としている	9